

令和3年度  
蒲郡市 三世代同居・近居  
促進補助金  
申請のご案内(手引き)

蒲郡市では、①子育てしやすい環境づくり、②高齢者の孤立防止、③人口減少対策を目的とし、これから新たに三世代で同居または近居するための住宅を取得等する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



申請・お問い合わせ

蒲郡市企画部企画政策課（市役所新館5階）

☎ **0533-66-1162**（月・金 8:30-17:15）

✉ kikaku@city.gamagori.lg.jp



蒲郡市 三世代補助金

検索

## 用語の意味

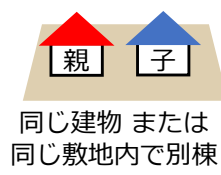
- 三世代・・・親、子、孫のことをいいます。
- 同居・・・親世帯と子世帯とが同じ建物または同じ敷地内で住むことをいいます。いわゆる「二世帯住宅」や「敷地内別居」など。
- 近居・・・親世帯と子世帯とが、同一・隣接小学校区内または直線2 km以内にある別々の家で住むことをいいます。



親世帯

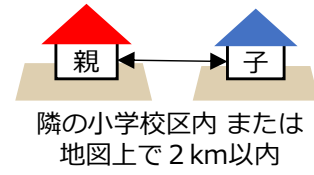


子世帯



同じ建物 または  
同じ敷地内で別棟

同居



隣の小学校区内 または  
地図上で2 km以内

近居

## 補助金の対象となる方（以下の条件を全て満たす方とします）

- 1年前から現在まで、すでに三世代で同居または近居していない。
- 子世帯は、夫婦ともに45歳未満で中学生以下の子どもがいる。
- 親世帯は、3年以上前から蒲郡市内に住んでいる。
- 子世帯・親世帯ともに市税の滞納がない。
- 世帯関係者に暴力団関係者がいない。

## 補助金の交付条件

- 工事契約や売買契約の前に事業認定を受けること。
- 同居・近居しようとする建物が居住誘導区域内にあること。
- この補助金の同居または近居の定義にあてはまっていること。
- 同居・近居しようとする建物が違法建築や賃貸用ではないこと。
- 交付申請を行うまでに、親世帯と子世帯の親が健康診断を受けること。
- 補助金の交付決定を受けてから3年間は同居・近居すること。
- 補助金の交付後に市が依頼する、三世代同居・近居での生活実態に関するアンケートにご協力いただきます。

## 補助金額

これから新たに三世代で同居・近居するための住宅の、新築・リフォーム工事費または購入費の1/2かつ上限額以内とします。ただし、リフォーム工事は同居の場合しか対象となりません。

また、蒲郡市が分譲を行う春日浦住宅地の土地を取得等して新築する場合には、上限額に10万円を加算します。

	対象経費			上限額	
	新築費用	購入費用	リフォーム費用	通常	春日浦住宅地
同居	●	●	●	50万円	60万円
近居	●	●	×	25万円	35万円

# 申請の手続き

## 1 事前相談

- 企画政策課窓口またはお電話で、補助対象となるかの確認等を行います。

## 2 「事業認定申請書」の提出

- 工事・売買契約を行う前までに提出してください。代理提出・郵送提出も可能です。
- 事業認定申請から認定通知までは、1週間～10日間ほど要します。

## 3 契約・工事・引越し・住民票の異動・登記

- 市から「事業認定通知」が届いたら、契約～登記を行ってください。
- 認定を受けた内容に変更が生じる場合は、変更申請を行ってください。
- 親世帯と子世帯のうち、過去1年以内に健康診断を受診していない方がいる場合は、この期間に受診してください。

## 4 「交付申請書」の提出

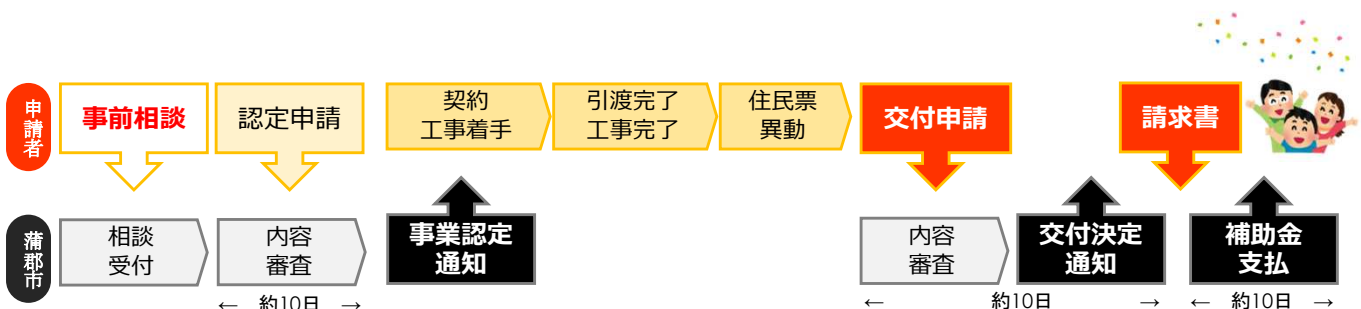
- 建物の所有権保存登記・移転登記が完了した日から30日以内または年度末日の、いずれか早い日までに提出してください。代理提出・郵送提出も可能です。
- 交付申請から交付決定までは、1週間～10日間ほど要します。

## 5 「請求書」の提出

- 市から「交付決定通知」が届いたら、請求書を提出してください。代理提出・郵送提出も可能です。
- 「交付申請書」の提出と同時でもかまいませんが、その際は日付を空欄にしてください。

## 6 補助金の振込み

- 請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。



事業認定申請

- 1  **事業認定申請書（第1号様式）**  
※様式は市HPまたは企画政策課窓口にあります。
- 2  **建物(土地)の地図**  
※住宅地図・WEBの地図などに印をつけてください。
- 3  **建物(土地)の写真**  
※対象建物を特定できる遠景1枚  
※リフォームの場合は、工事箇所を確認できる写真も追加してください。
- 4  **建物の平面図または工事図面**  
※工事内容や広さを確認できるもの
- 5  **契約書または見積書の案の写し**  
※補助対象経費が記載されていること。  
※「資金計画書」等でも可  
※契約金額や見積もり金額に対象外経費が含まれている場合は、内訳書にマーカーを引くなど、対象経費がわかるようにしてください。
- 6  **子世帯の「戸籍全部事項証明書（謄本）」**
- 7  **子世帯の居住状態を確認する書類（次のうちいずれか）**
  - ① 1年以上前から現在の住所に住んでいる場合、子世帯の「住民票の写し」  
（世帯全員・本籍不要・続柄必要・個人番号不要）
  - ② 過去1年間に住所移動をしている場合、子世帯の「戸籍の附票（全部）」
- 8  **親世帯の居住状態を確認する書類（次のうちいずれか）**
  - ① 3年以上前から現在の住所に住んでいる場合、親世帯の「住民票の写し」  
（世帯全員・本籍不要・続柄必要・個人番号不要）
  - ② 過去3年間に住所移動をしている場合、親世帯の「戸籍の附票（全部）」

※以下は、該当する方のみ必要となる書類

- 9  孫が出産予定の胎児のみの場合、「母子健康手帳」または「妊娠届出書」の写し
- 10  リフォームの場合、建物の「全部事項証明書」の写し
- 11  リフォームの場合、建物の「検査済証」または「確認済証」の写し
- 12  子世帯が市外からの転入の場合、従前の住所地での「未納のない証明書」  
※市町村により証明書名が異なります。  
※子世帯の親2名分（夫・妻）が必要になります。

## 交付申請

- 1  **交付申請書（第8号様式）**  
※様式は市HPまたは企画政策課窓口にあります。
- 2  **契約書の写し**  
※変更契約をした場合は変更契約書の写しも提出してください。
- 3  **建物(土地)の写真**  
※対象建物を特定できる遠景1枚  
※リフォームの場合は、工事箇所を確認できる写真も追加してください。  
※認定申請時に提出した写真と比較できるように撮影してください。  
※認定申請時と変更がない場合は省略可（建売購入の場合など）
- 4  **建物の平面図または工事図面**  
※工事内容や広さを確認できるもの  
※認定申請時と変更がない場合は省略可（建売購入やリフォームなど）
- 5  **領収証や金融機関の振込受付書等の写し**  
※補助対象経費分の額を実際に支払ったことを確認できるもの  
※対象外経費が含まれている場合は、内訳書にマーカーを引くなど、対象経費がわかるようにしてください。
- 6  **子世帯と親世帯両方の「住民票の写し」（世帯全員・本籍不要・続柄必要）**
- 7  **建物の「全部事項証明書」の写し**  
※リフォームの場合で認定申請時に提出済みの場合は不要
- 8  **建物の「検査済証」または「確認済証」の写し**  
※リフォームの場合で認定申請時に提出済みの場合は不要
- 9  **子世帯と親世帯が過去1年間に健康診断を受診したことを証明する書類の写し**  
※受診者の①氏名②受診日③受診機関がわかる箇所をコピーしてください。  
※健康診断の種類は問いません。  
※健康診断の内容（健康状態）まで確認することはありません。

※以下は、該当する方のみ必要となる書類

- 10  やむをえない事情により、世帯員全員が同居・近居できない場合、「理由書」

## 補助金請求

- 1  **交付請求書（第10号様式）**  
※様式は市HPまたは企画政策課窓口にあります。  
※交付申請書とあわせて提出していただいてもかまいません。

※以下は、該当する方のみ必要となる書類

- 2  請求者と口座名義人が異なる場合、「委任状」

## よくある質問

### ● 補助対象者に関すること

- 1 子世帯にまだ子どもがいませんが、妊娠中です。対象になりますか。**  
⇒対象となります。申請時には妊娠中であることがわかる書類をご提出いただきます。（母子健康手帳の写しまたは妊娠届出書）
- 2 子世帯がひとり親家庭ですが、対象になりますか。**  
⇒対象となります。
- 3 年齢や居住年数は、いつ時点で計算しますか。**  
⇒事業認定申請（手続きの流れ2）の日付を基準日とします。

### ● 交付条件に関すること

- 1 今現在、同居しています。これからマイホームを取得して近居しようとする場合は、対象になりますか。**  
⇒対象となりません。今現在から1年前にいたるまで、すでに同居または近居していないことが条件となります。
- 2 中古住宅やマンションの購入も対象になりますか。**  
⇒対象となります。
- 3 親世帯と一緒に蒲郡市に転入し、同居・近居する場合も対象になりますか。**  
⇒対象となりません。親世帯は、3年以上前から蒲郡市内に住んでいることが条件となります。
- 4 健康診断を受診していないといけませんか。**  
⇒事業認定申請（手続きの流れ2）の時点では受診している必要はありませんが、交付申請（手続きの流れ4）の時点で健康診断結果通知書等の書類をご提出いただきますので、それまでに受診してください。
- 5 リフォームの場合、対象となる工事はどのようなものですか。**  
⇒三世帯で同居するために必要な工事を対象とします。水周り設備（キッチン・トイレ・風呂）等の取替え・増設、間取りの変更、クロスの張替え、駐車場造成などを想定しています。
- 6 対象外となる工事はどのようなものですか。**  
⇒家具・家電の購入は対象外とします。例：ソファ、ベッド、テーブル、冷蔵庫、テレビ、電子レンジなど
- 7 居住誘導区域はどのように確認できますか。**  
⇒① 市ウェブサイト（区域の記された地図をPDFでご覧いただけます）  
② 電話等（住所をお伝えいただければ確実に判別できます）

**8 世帯員のうち一部が同居または近居できませんが、対象になりますか。**

⇒世帯員の一部が同居・近居できない理由を記した「理由書」を提出いただきます。やむを得ない理由と認められる場合は、対象となります。

**9 交付を受けてから3年以内に同居・近居が解消された場合、どうなりますか。**

⇒同居・近居が解消される理由を記した「変更承認願」を提出していただきます。やむをえない理由（転勤・進学・療養など）と認められない場合は、補助金を返還していただきます。

## ● 申請の手続きに関すること

**1 事業認定申請を行う前に契約や工事を開始していた場合、どうなりますか。**

⇒交付の対象となりません。

**2 書類の代理提出は可能ですか。**

⇒可能です。

**3 書類の郵送提出は可能ですか。**

⇒可能ですが、不届き等のトラブルを避けるため、できる限りご持参ください。

## ● 申請書類に関すること

**1 契約書は必須ですか。**

⇒工事金額が小額のため契約行為を伴わない場合は不要です。ただし、費用の内訳が分かる見積書等は必ずご提出いただきます。

**2 リフォーム予定の建物の「確認済証」がありません。（紛失等）**

⇒東三河建設事務所にて再発行をお願いします。詳しい方法についてはお問い合わせください。

**3 補助対象経費を支払ったことを証明できる書類はどのようなものがありますか。**

⇒契約の相手方が発行する「領収証」、金融機関の印のある振込受付書の控え、融資を受けた金融機関が発行する「計算書」「ローン残高証明書」等があります。

## ● その他

**1 他の補助金との併用はできますか。**

⇒市が実施する他の補助金との併用が可能です。ただし、対象経費が重複する場合は、該当部分を補助金額の計算から除きます。

